

小値賀町議会通年の会期制条例

(趣旨)

第1条 小値賀町議会基本条例（平成28年小値賀町条例第 号）第9条に基づき、小値賀町議会は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下、第3条において「法」という。）第102条の2第1項の規定による通年の会期制とする。

(会期)

第2条 小値賀町議会の会期は、議員の任期の開始日に相当する日から翌年の当該日の前日までとする。

2 町長は、一般選挙後最初の議会をその選挙による議員の任期の開始日に招集するものとする。

(定例日)

第3条 法第102条の2第6項に基づき定期的に会議を開く日は、次のとおりとする。

(1) 定例7月会議 7月15日、16日及び17日

(2) 定例11月会議 11月29日、30日及び12月1日

(3) 定例3月会議 3月7日、8日、9日、10日、11日、12日及び13日

2 定期的に会議を開く日が小値賀町の休日を定める条例（平成元年条例第25号）第1条第1項に規定する町の休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い町の休日でない日を定例日とし、以後の会議を開く日を繰り下げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、公布の日以降、最初の議員の任期の開始日に相当する日から適用する。

(公告式条例の改正)

2 小値賀町公告式条例（昭和25年小値賀町条例第1号）の一部を次のとおり改正する。
第5条第1項中「傍聴人取締規則」を「傍聴規則」に改め、同条第2項中「町の機関の定める規程で公表を要するもの」の次に「及び議会の開議」を加える。

(定例会条例の廃止)

3 小値賀町議会定例会条例（昭和44年小値賀町条例第20号）は、廃止する。